

認証基準の公表から半年が経過—— 農場HACCPの普及・定着に何が必要か？

「現場で信頼される指導者の育成」と
「消費者に信頼される製品認証の仕組み」が求められる

【参加者】

大分県獣医師会会長・日本獣医師会理事

麻生 哲氏

(有)丸一養鶏場 専務取締役

一柳憲隆氏

NPO法人日本食品安全検証機構常務理事・日本HACCPトレーニングセンター副理事長

佐藤懇一氏

NPO法人日本食品安全検証機構常務理事・MPアグロ(株)HACCP推進部

川原俊介氏

【オブザーバー】

NPO法人日本食品安全検証機構 理事長

茶藷 明氏

【進行】

(株)鶏卵肉情報センター 編集部

農林水産省消費・安全局は昨年8月、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準」（いわゆる「農場HACCP 認証基準」）を公表された（認証基準については本誌2009年10月号にて既載）。

同省では、認証基準を公表する以前から、畜産分野におけるHACCP推進の事業を展開してきた。図1および図2に示すような一連の取り組みがあったものの、わが国の（日本における）農場HACCPの進捗状況を見ると、まだまだ周知や浸透が十分に進んでいないようにも見受けられる。

本稿では、わが国の（日本における）農場HACCPの普及・啓発につなげていくために必要な要件について、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（2002年に農林水産省消費・安全局より公表）や、このたびの「農場HACCP 認証基準」の策定などに携わってきたNPO法人日本食品安全検証機構（以下「JVO」、<http://haccp-jvo.com/>）の佐藤懇一常務理事、同・川原俊介常務理事、並びに臨床家でもある大分県獣医師会の麻生哲会長、養鶏場やGPセンター（鶏卵の選別・包装を行う施設）で実際にHACCPを導入・運用している(有)丸一養鶏場（埼玉県大里郡寄居町、<http://www.maru1.com/>）の一柳憲隆専務取締役による座談会を行った。なお、座談会にはJVOの茶藷明理事長にもオブザーバーとして参加していただいた。

※編注：認証基準は昨年8月に公表されたが、認証の仕組みは検討中（2010年3月現在）。

（編集部）

行政側からの情報発信が不足 HACCPの正しい知識が定着していない

—はじめに自己紹介からお願いします。

麻生 大分県獣医師会の会長を務めています。本年3月までは大分県の非常勤職員として食鳥検査などの業務にも携わっていました。農場HACCPとの関わりとしては、数件の養鶏場と契約しています。また、九州獣医師HACCP研究会（通称「九獣会」）という会合で、MPアグロ(株)の川原さんをはじめとしたさまざまな方々と一緒に農場HACCPについて勉強する機会をいただいています。昨年には、NPO法人日本食品安全検証機構（JVO）主催による農場HACCPの入門基礎編および内部検証編のワークショップを受講しました。

開業医、大分県獣医師会会長、あるいは日本獣医師会理事という立場としては、普段から「農場HACCPに関する行政からの情報が、末端にほとんど届いていない」という思いを抱いています。また、肉養鶏・採卵鶏・養豚の分野は、乳用牛の分野と比べて、農場HACCPの進捗状況に遅れが

見られるのではないかという思いもあるので、こうした点を改善していければ良いと考えています。

川原 動物用医薬品の製造・販売などを主業務とするMPアグロ(株)で、1996年から農場現場におけるHACCP等の推進活動に携わっています。本稿では、私がこれまで約14年にわたり「HACCP専任」で活動してきた経験の中からお話できればと思います。

麻生先生が紹介された「九獣会」を4年前に発足し、現在28人のメンバーが参加しています。九獣会は、毎月1回、土曜日に九州各地から獣医師の先生方（家畜保健衛生所所属、企業所属、個人開業他）が集まり、毎回5時間くらい一緒に勉強している熱心な研究会です。

佐藤 1995年から農林水産省生産局動物衛生課が進めるHACCPに関わりをもち、農場HACCPについては、「畜産衛生管理ガイドライン解説書」（2002年）作成や「農場HACCP認証基準」（2009年）の原案作成などに携わってきました。現在は、JVO主催の「農場HACCP入門・基礎編ワーク

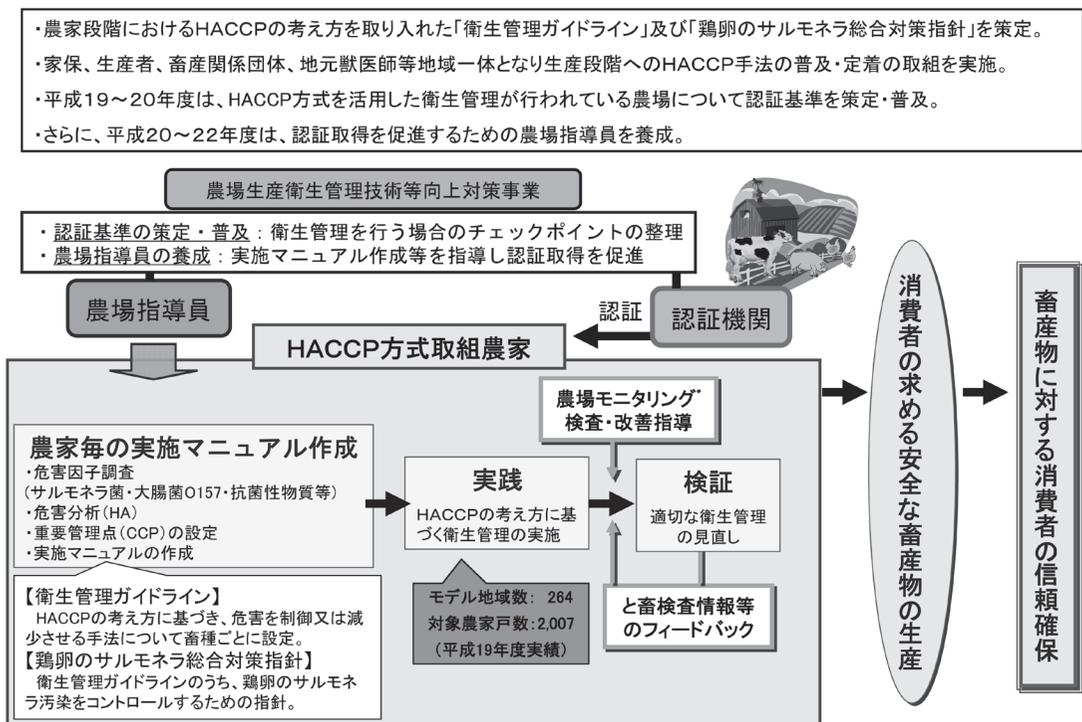


図1 農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進



茶園明氏

ショップ」「農場HACCP内部検証編ワークショップ」などの講師としても、農場HACCPの普及に務めています。数多くのワークショップの経験から、現場に合わせたHACCPを構築・運用できるような指導体制を整備していくことが急務ではないかと考えています。

また、これからは指導者——現場に合わせたHACCPを指導できるプロフェッショナル——を養成していく必要があると痛感しています。しかし、残念ながら、今の日本には、農場HACCP指

導者を養成する機関やカリキュラムが存在しません。「指導者養成の取り組みを充実させなければ、日本における農場HACCPは期待できない」と思っています。

一柳 当農場はインラインGPセンター（鶏卵の選別・包装を行う施設）を併設している他、関連会社にて、丸一養鶏場で生産された鶏卵を使用した液卵製造なども行っています。

HACCPについては、2003年4月から取り組み始めました。日本HACCPトレーニングセンター主催のセミナーやワークショップをはじめ、HACCPに関するさまざまな勉強の場に参加したり、現場での試行錯誤を重ねながら、それらで得た知識を、農場に合わせた解釈にして「落とし込み」を図っています。農場HACCP構築に「完成」はありませんが、少しずつでも前進していければ良いと考え、継続的改善に取り組んでいるところです。

——昨年8月に農場HACCP認証基準が農林水産省消費安全局から公表されましたが、農場現場ではまだ農場HACCPに対する関心が十分に高まっていないようにも見受けられます。その要因はど

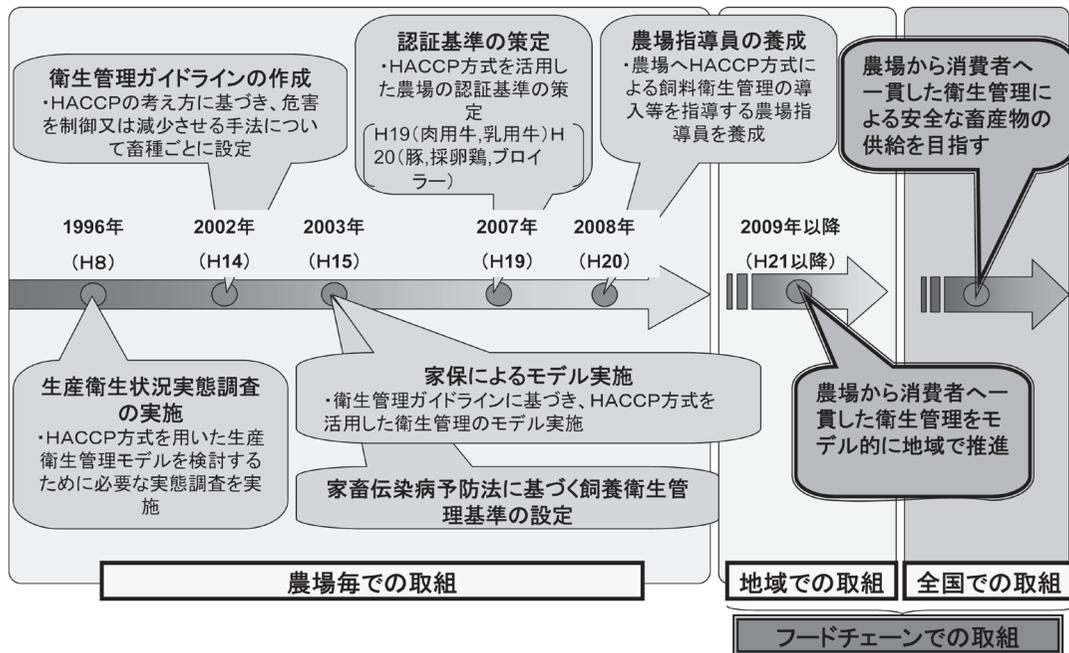


図2 生産農場におけるHACCPの取り組みに関する経緯



麻生哲氏

こにあると考えていますか。

麻生 HACCPの取り組みについては、一部の大規模生産者や流通関係者では先行しているようですが、地方の小規模農家などでは、まだまだHACCPに対する関心も理解も十分とはいえないと思います。その一因として、「現場に農場HACCPに関する情報が下りてこない」という点が挙げられます。つまり、「行政の広報不足」があるのではないのでしょうか。HACCPについて「通り一遍」の知識だけを説明する1日セミナーを繰り返したところで、現場でHACCPに取り組めるようになるとは思われません。セミナーに参加した職員に感想を訊ねたことがあります、「農場現場ではHACCPはできないのでは？」という疑問をもった人もいたくらいです。

また、消費者意識への訴えかけも必要でしょう。アンケートをとれば、一部には「安全な畜産物であれば、高い価格で買って良い」と回答する階層はあります。しかし、ほとんどの消費者は「国産であれば、安いものを買う」という意識ではないのでしょうか。消費者には、もっとフードチェーンの過程を知ってほしいし、生産者のことを知ってほしいと思います。「畜産物が、どのようなところで生産され、加工されているのか?」「畜産物の安全・安心はどのようにして確保されているのか?」など、そうした生産者の取り組みをもっと広報すべきだと思います。その結果として、消費者自身が「自分たちが生産者を育てるんだ」というくらいの気持ちを持てるようになれば良いと思います。



一柳憲隆氏

また、流通関係者の中には「安全・安心で、かつ安いのが当たり前」という認識を持つ人もいます。これでは、生産者はますます「HACCPを導入して安全な畜産物を生産しても、価格に反映できない」という状況に陥ってしまいます。これでは、生産者がHACCPに対する関心を失っても仕方ないでしょう。

一柳 鶏卵生産者に「HACCPに取り組んでいますか?」と尋ねれば、おそらくほとんどの生産者は「取り組んでいる」と答えるでしょう。しかし、実際には、単に「取引先から求められている衛生管理のチェックリストをクリアしている」「最終製品(鶏卵)のサルモネラ検査が陰性である」というだけの場合も、少なからず見受けられます。原料卵を受け入れるGPセンター側も、同様にHACCPについての正しい知識を持っていない場合があります。例えば、「洗浄水の次亜塩素酸ナトリウムの濃度が150ppm以上である」ことが、GPセンターのHACCP基準と捉えられていることもあります。最終的な納入先である流通側も、「上記の条件をクリアできていれば、HACCPに準じた衛生管理を実践していることになる」という判断をされています。

農場側とすれば、「チェックリストで確認している = HACCPに取り組んでいる」という認識であれば、「今さら農場HACCPに取り組む必要があるのか?」と考えても仕方がないように思います。チェック項目に問題点がなければ、よほどのことがない限り、取引先との契約が切れることがないですから、大変な思いをして農場HACCPに



佐藤 愨一氏



川原 俊介氏

取り組むことはしないのではないのでしょうか。

農場HACCPの普及・浸透には 「現場を熟知した指導員」の養成が急務

——川原さんと佐藤さんは、現場での指導や実践型ワークショップに携わっています。

川原 私が初めてHACCPに携わった頃は、まだ「HACCPの概論」しか出回っていなかったので、農場現場では「何をすればよいのか、まったくわからない」というのが率直な気持ちでした。

その後、食品工場におけるGMPトレーニング（GMP=Good Manufacturing Practice：適正製造規範）および対米輸出に関わる水産加工食品のHACCPトレーニングを数回経験し、農場生産段階でどのように置きかえれば良いのか、農場へ入り試行錯誤と相談の繰り返しでした。

それから10年以上が経ちましたが、未だに「着地点」は不明確です。これまで指導者が少なく、また指導者の理解の相違等もあって、農場現場においても認識の違いを感じることも少なくありませんでした。

昨年、ようやく農場HACCPの認証基準が公表されました。認証基準は普遍性・汎用性が求められるのでやむを得ないところもあると思いますが、抽象的で具体性に乏しいところがあり、「着地点」がわかりにくいような気がします。

農場現場においても「何をすればよいのか？」が明確ではないので、先ほど一柳さんがおっしゃったように、「取引先から提示されたチェックリストを使えば良いのではないか」という考

えになりがちです。HACCPの正しい理解がなくても、チェックリスト通りに作業していれば良い——そうした状況が続いています。それでは、「HACCPの考えに基づいて、自分たちの農場に合った計画や作業手順を確立する」ということは行われません。

また、取引先が複数になると、チェックリストも複数になり、いくつものチェックリストに対応しなければなりません。それで現場は混乱してしまいます。

農場HACCPの基準が国から公表されたことは良いことだと思います。「HACCPの考え方に基づいて、HACCPの手法に従って「自分たちの農場に合った衛生管理を確立する」という原点に立って認証基準を理解し、その理解に基づいて指導員が養成されるというようになれば、着地点も明確になり、指導員によるブレもなくなってくると思います。そして、認証基準が浸透してくれば、チェックリストによる混乱も解消できるでしょうし、農場も「何のために何をすればよいか」が見えてくると思います。

昨年示された認証基準は「農場HACCP」という言葉の通り、「農場」を対象としています。食品の安全は、農場から食卓まで、フードチェーン全体にわたって基準が示され、実行されなければ確保できません。農場HACCP認証基準が示されたのですから、順次、加工、流通の基準が示され、「統一された一つの基準」として浸透した時、「日本型の農場HACCP」というものが見えてくるのではないのでしょうか。

——認証基準ができあがったので、次は「認証基準に沿った現場レベルでのHACCP構築（および構築の支援・指導）」「実際の認証業務」などの段階に移るでしょう。その段階に入るに当たっては、指導員・審査員を養成するための体制作りが重要なポイントになると思われます。

川原 ポイントというといろいろありますが、一つは、認証基準が示されましたが、認証の仕組み（認証機関、審査員の要件など）は、まだ示されていません。農場HACCP認証基準が示されても、それがどのように展開していくものか見えてこないため、現場の人たちにとっては将来展望が不透明だと感じられます。もう一つは指導員の養成です。指導員を養成するためのトレーニングは始まっているようですが、受講した方の中には、「研修を受けたが、これで現場を指導するのは難しい」と感じている方が少なくないようです。

私の経験からで恐縮ですが、一朝一夕で現場が指導できるものでないことは、身をもって経験しています。指導員の養成研修を1回受講しただけでは、現場を指導するのは難しいと思います。概論から始まり、順を追って現場での実際の指導の方法を学ぶ——それも現場を想定したケーススタディのような研修方法を含めた、きちんとした研修プログラムに従って研修を受けないと、現場から信頼され、現場を適切に指導できる指導員は養成できないと思います。

また、研修のあり方もそうですが、指導員や審査員の養成が難しいのは、研修のあり方や認証の仕組みが明確でないという問題だけでなく、「兼務」という点が挙げられます。HACCPの指導だけに専念するなら問題はないのですが、現実問題として指導員の方々（あるいは指導員になろうとするの方々）の大半は、他の業務との「兼務」になります。例えば、開業獣医師の先生や家畜保健衛生所の先生方がHACCPの指導をしていることが多いですが、こうした皆さんにも本来の業務がありますので、「兼務」あるいは言い方が悪いのですが「片手間」のような形になるのもやむを得ません。

また、行政側の担当官（農林水産省や家畜保健

衛生所の担当官など）には異動がありますので、じっくり取り組む期間もないまま変わってしまう場合があります。このことも、現場で指導を受けている農家の方々にとっては不安材料の一つです。

昨年公表された認証基準を見ましても、実際に農場現場で実行するためには、大変なエネルギー（時間＝金と力量）が必要になります。例えば、開業獣医師の先生がHACCP構築・運用のためのコンサル活動をした時に、何軒の農場をクライアントして持てるでしょうか。また、家畜保健衛生所の先生が何軒担当できるでしょうか。構築・運用のエネルギーだけでも大変なものがあります。国は普及・構築のための活動資源をどのように考えているのか、大変重要なことだと考えます。

茶菌 米国の行政担当官（獣医師）の人事では、（マネジメント能力よりも）専門技術のレベルが重視されます。そのため、例えば米国農務省食品安全検査局（USDA / FSIS）の中には長い期間、移動することなく勤務している食鳥検査員などがいます。高い専門技術を身につけている専門官は、ほとんど異動がありません。そのため、退官後もコンサルタントとして活躍しやすい土壤があるようです。

——農場HACCPの指導者養成の現状と課題についてうかがいます。

佐藤 日本の食品安全には「フードチェーン」という考え方はあっても、本当につながっているのでしょうか。「食品安全は、フードチェーン全体が一本の『鎖』でつながっているのか？」と尋ねられたら、私は「つながっていない」と答えるしかないでしょう。少なくとも、まず、川上から川下まで専門分野の指導者が連携できるような仕組みを考えておくことが、農場HACCPに取り組む前にクリアしておくべき課題の一つだと思います。

川原さんが指摘されたように、私も「指導者の養成」は難しい課題だと思います。「テキストとカリキュラムがあれば、それで人材は養成できる」とは思うのは大きな間違いです。人材養成は容易なことではありません。現場で指導やコンサ

ルティングができる人材を、どのような仕組みで養成するのか。そして、養成された人材を、どのようにして評価するのか。残念ながら、指導を「専業」にできるような仕組みは、今の日本にはないように思います。

JVOでは「農場HACCP入門・基礎編ワークショップ」や「農場HACCP内部検証編ワークショップ」など、ワークショップ形式での人材養成に努めています。そして、受講された方が、自分たちの農場現場でHACCPが運用できるように、(受講後は)農場に行ってフォローアップの指導を行っています。農場HACCPを根づかせようとするには、このような流れ(仕組み)を構築しなければなりません。そうしなければ、「本当にHACCPに取り組んでいます」といえる農場は増えないでしょう(表面上は「我々はHACCPに取り組んでいます」という農場は増えるかもしれませんが)。

HACCPを普及させるには、「現場で指導できる専任の指導者」を増やすことです。

農林水産省の「モデル農場」事業は 目的や成果をどのように評価するかが不鮮明

——現場で農場HACCPが成功する(あるいは失敗する)要因として挙げられることは何でしょう。

佐藤 最大の要因は「指導者のあり方」でしょう。「兼務」でHACCPの指導をしている人に多く見られる傾向として、「準備不足」が挙げられます。十分な準備をせずに現場を指導しようとしても、農場の方には「この人は準備していないのでは?」という雰囲気が必ず伝わります。そうすると「指導者が準備不足なら、我々も次までにやればいいや」という雰囲気が生まれます。この悪循環が生じると、現場のHACCPの取り組みは挫折します。指導者は、「現場の作業計画」を作成する前に、まずは「自分の作業計画」をきちんと立てておくことです。指導者は、常に現場を惹きつけなければなりません。

——獣医師の先生方には、HACCP指導者としての役割が期待されています。

麻生 川原さんが指摘されたように、獣医師が

HACCPの指導を行う場合は、通常の業務との「兼務」になることが多いので、時間的にもコスト面でも制約を受けてしまいます。企業に務めている獣医師が、通常の業務との「兼務」で、HACCPに携わっていることもあります。そうした企業の獣医師が、独立してHACCPの指導者として「専業」で指導ができるような(企業とコンサルタント契約できるような)土壌があれば良いのですが、それは現状では難しいことです。例えば、定年退職した公務員を、現場のHACCP指導者として養成するような仕組みはできないのでしょうか。

——農林水産省の平成22年度事業では、「農場生産衛生向上体制整備促進事業」において「農場HACCPの導入や認証取得に関わる指導員の養成」というメニューを盛り込んでいます。

佐藤 事業として指導員の養成に取り組むのは良いことですが、事業の成果をどのように評価するかが問題でしょう。もしも、セミナーやワークショップの開催回数や受講者数で評価するのであれば、それは人材育成に関わる事業の評価とはいえません。先ほども申し上げましたが、人材育成(ましてやプロフェッショナルの養成)というのは容易なことではないのです。

川原 農場生産衛生向上体制整備促進事業では、農林水産省は「HACCPを導入している農場数を、約2000戸(平成19年度)から5000戸(同25年度)まで伸ばす」という目標値を掲げています。しかし、この「2000戸」という数字の根拠は何でしょうか。どこの農場が、どの程度のレベルのHACCPに取り組んでいるのでしょうか。そうした先行事例があるなら、きちんと情報として提供すべきだと考えます。

茶藪 農場生産衛生向上体制整備促進事業では、「HACCPに取り組むモデル農場」を指定して、実際にHACCPを構築し、運用するという取り組みが昨年からは開始されています。しかし、「モデル事業を通じて、農場HACCPの将来像に対して、何を示したいのか?」という「目的」が明確ではありません。また、モデル農場を指定する際の「選定基準」も不明瞭でした。そうしたところをはっきりさせて事業を進めないと、他の農場の参考と

なる「モデル」としての成果は得られないのではないかと思います。

川原 農場にHACCPを普及する事業でもう一例を挙げると、日本獣医師会が畜種ごとに「HACCP手法研修用教材」というCD-ROMなどの教材を作成したことがあります。教材を作成し、講習会を開催したところまでは、「これで日本の農場HACCPが前進するかもしれない」と期待したのですが、その後の講習会の継続性やフォローアップといった点で物足りないもの

になっています。せっかく立派な教材ができていただけに、これは（期待が大きかっただけに）残念なことです。

また、今回の指導員養成との関連、認証基準と普及活動にHACCP手法研修用教材、CD-ROMがうまく活用されると良いですね。

HACCPに必須な「トップのコミットメント」 経営者対象のHACCP教育も重要

——海外では、どのような人材養成の事例がありますか。

茶園 日本との大きな違いとして、米国には「経営者を指導するためのカリキュラム」が存在しています。このような経営者を対象としたセミナーやワークショップを受講すると、行政による査察が一定期間、免除されます。

米国では、経営者の職務権限が明確になっていて、コンプライアンスはもとより、「良い原材料を仕入れること」と「消費者に情報を提供すること」も、経営者の「責務」として明確に位置づけられています。原材料に問題があれば、経営者の判断で受け入れ拒否ができます（このような契約が締結されています）。実際に、カナダ政府を訪問し、食品工場を視察した時、経営者が搬送車の温度管理ミス根拠に受け入れ拒否をした事例に遭遇したことがあります。



また、米国の経営者は、「HACCP導入による効果は何か?」「なぜHACCPに取り組むのか?」ということ、従業員に明確に説明しています。こうした「経営者の自覚」は、日本でも見習うべきでしょう。

——経営者がHACCPに取り組む「価値」を認識していなければ、HACCPの取り組みを継続することはできません。

茶園 HACCPには必ずコストがかかります。ならば、HACCPに取り組んだ時には、必ず利益を伴わなければなりません。海外では、HACCP方式で生産されたテーブルミートやテーブルエッグは、その取り組みが「価格」に反映されています。英国には、英国鶏卵評議会という業界団体が定めた「レッド・ライオン・コード」という認証の仕組みがあります（編注：関連記事を本誌2002年9月号に既載）。これはHACCPに基づく衛生管理の規格で、この規格に適合している鶏卵は「認証マーク」を貼付することができるというものです。価格も高く設定し、消費者からの信頼も得ています。

日本の経営者には、「海外からの輸入に対抗する手段の一つがHACCPである」という認識を持ってほしい。消費者は食の安全・安心を求めています。海外から輸入される安い食品よりも、「国

内の生産者が、農場HACCPに基づいて生産した安全なテーブルミート・テーブルエッグ」の方が、消費者に選ばれるはずです。

また、国内市場だけにとどまらず、海外へ輸出をする際のツールとしても、HACCPは使えるはずです。21世紀の畜産業界には、「攻めの戦略」も視野に入れて、経営者自らが考え方を転換することが必要だと思います。指導者養成も重要な課題ですが、経営者の考え方を变えることも重要な課題です。

経営者の考え方を变えるためには、「HACCPに取り組む効果（ベネフィット）を理解してもらうことです。先に述べたように、農林水産省では農場HACCPのモデル事業を進めています。「モデル農場では、HACCPによってどのようなベネフィットがもたらされたか」ということを、畜産農場関係者に伝え、農場HACCPの意義やベネフィットを実例をもって示す——このように、モデル事業を通じて、「日本の農場HACCPの目指す方向性」というものを、鮮明に示すべきではないでしょうか。

HACCPは経営にメリットをもたらす—「家畜の健康」「無駄の排除」などの効果も

——農場HACCPの認証では、製品に「認証マーク」を貼付できるようにすることが検討されています。

川原 認証マークなどによって、製品識別ができる仕組みを作ることは、日本でも必要なことでしょう。

今はどの農場でも、どの食品工場でも、安易に「安心・安全」という言葉を謳っています。「安心・安全」の活用基準（規制）が不明確なので、誰でも使うことができるからでしょう。しかし、「安全」は科学的根拠に基づくものです。「安全」を謳うための「最低限の基準（規制）」というものが必要だと思います（「安心」は生産者やメーカーが使う言葉ではありません。これは消費者が決めるものと考えます）。

ISO9001・ISO22000や現在民間認証している単独HACCPの認証制度は、製品認証ではありません。これらは、あくまでも「自分たちの安全性確

保の仕組みを継続的に改善しましょう」という目的で取り組むものです（製品にマークが貼付できることをメリットとしたものではありません）。しかし、消費者の立場から見れば、これだけ「安心・安全」という言葉が定義されないまま使われているのですから、「どの製品が本当に信頼できるのか?」、「安心・安全」という言葉では選択する際の判断材料にはなりません。「言葉」ではなく、科学的根拠に基づく適切な衛生管理を実施して、一つひとつの製品が安全であるということを示す認証（識別）マークは必要だと思います。

また、先ほど佐藤先生が「フードチェーン」という言葉が使われましたが、私は「フードチェーンを構築するためには、最終製品を認証するための仕組みが必要だ」という考えです。どのような原材料を使い、どのように加工され、どのように流通されたか、といったことが明確でなければ、最終製品は認証できません。そのような情報がすべて明確で、しっかりとした管理がされた製品のみ、製品マークを貼付することで“付加価値”をつけるべきではないでしょうか。

——現状の日本では、まだ製品識別のマークは存在していません。認証マークによるPRができない状況下、経営者にとっての「農場HACCPのメリット」は何でしょうか。

川原 10年以上にわたってHACCP支援に取り組み、これまでに約40企業（農場数では数百農場）においてHACCP導入に携わってきました。皆さん、現在も（製品認証というメリットがないにもかかわらず）HACCPの取り組みを継続しています（製品識別はできないISO9001やISO22000に取り組んでいる農場もあります）。

では、なぜ農場HACCPが継続されているのでしょうか。大きな要因の一つとして、「家畜の健康」への効果が挙げられます（私は、この「家畜の健康」という言葉は、とても重く受け止めています）。家畜の健康を維持する上で、HACCPの「危害分析」やデータ分析の考え方は非常に有効です。農場においてHACCPに取り組む場合、「食品安全」という観点での危害分析だけでなく、「家畜の健康」という観点での危害分析も行います。現状の

作業を明確にし、見直すことが、農場では大きな効果をもたらす重要なポイントになります。大規模農場においては、経営者をはじめ上層部の思い（ルール）は、現場と必ずしも一致しません。中小農場においては、ルールそのものが明確でない農場が少なくありません。この見直し（分析を含む）が、改善向上のポイントのような気がします。今、HACCPを継続している企業・農場は、その効果を理解し、実感しているからだと思います。

HACCPの考え方を取り入れることで、農場経営における「無駄」の排除ができるようになります。農場の作業手順の中には、「なぜ、そのような手順で作業しているのですか？」と尋ねてみると、「先輩に教わった手順だから」と答える場合が少なくありません。「本当にやる必要があるのか？」「本当に今やっている手順で良いのか？」ということを考えないで、作業手順を決めている場合が多いです。危害分析を行うことで、そうした「潜在的な無駄」を効果的に排除することができます。そのように、危害分析の過程で、生産物の安全性だけでなく、家畜の健康についても見直すので、自ずと「昨年よりも（家畜の）疾病が減った」「疾病は発生したが、非常に軽微で済んだ」といった「プラスの効果」が得られることが多いのです。

農場HACCPでは、日常作業・定期作業を確立します。疾病対策でいえば、疾病を「予防」するために行う日常的な管理作業です。その一方で、（予防対策だけでは防ぎ切れずに）疾病が発生してしまう場合もあるので、「不定期作業」として「治療」を行うこともあります。農場HACCPの基本は、「治療」ではなく「予防」にあります。HACCPに取り組んだ効果として、「治療」に使用する抗生物質の使用量が減った農場もあります。また、抗生物質の使用量の減少は、家畜の健康と無関係なことではありません。

茶藪 川原さんがおっしゃった「家畜の健康」という言葉ですが、以前、ある方から『「家畜が健康であること』とは『家畜の遺伝的能力を100%発揮できること』である』と教わったことがあります。HACCPに取り組むことで「家畜の健康」に効果があるということは、それにより生産性向

上などの効果も得られるということでしょう。

川原 約40企業がHACCPを継続している背景の一つとして、「経営者のコミットメント」という要素があります。先ほど、茶藪先生のお話にもありましたが、HACCPに取り組む企業においては、経営者のコミットメントはきわめて重要な要素です（コミットメントの方法が重要です）。

そこで、JVOでは以前、経営者を対象とした「経営者セミナー」を企画しました。その後、経営者セミナーを受講した農場および一次加工場を対象とした「実務者セミナー」を企画しました。さらに、その実務者セミナーを受講した企業を対象とした「ワークショップ」を企画しました（最初は3日間のコースでしたが、その後、3日間×4回のコースなどに発展していきました）。そして、そのワークショップを受講した農場および一次加工場には、実際に現場でうまく構築・運用・改善できるように企画書を提案し、月1回のペースでフォローアップ活動を行っています。

約40企業が農場HACCPに取り組んだ背景には、このように「段階的に、一歩ずつ着実に進めてきたから」ということが挙げられます。

「農場ではHACCPはできない」は農場HACCPの普及を妨げる重大な誤解

一柳 当社は、埼玉県が策定した「埼玉県優良生産管理農場」に認証されています。現在、この認証を取得している県内の農場は肉牛、乳牛豚、採卵鶏、肉用鶏を合わせて約60農場あります。そうした意味では、畜産生産者のHACCPに対する関心は、埼玉県においては一概に低いとは言いきれないかもしれません。しかし、認証農場の農場HACCPに対する理解度は不十分だと思います。認証後には所轄の家畜保健衛生所担当者による年2回の調査がありますが、「一般的衛生管理状況調査票」のチェックによる点数制で評価されます。逆の見方をすれば、チェックリストのみだからこそ、認証件数がここまで伸ばせたとも言えます。

また、残念ながら農場HACCPの意識を持った約60の認証農場が集まってレベルアップ講習会をするようなことはありません。立派な認証マークも各畜種ごとにありますが、製品認証ではないの

でパック卵の印刷面に掲示することもできません(図3)。

指導する側の方も「すべての生産者が農場HACCPに取り組むのは不可能だし、生産者が高齢で後継者がいないような場合には、(図4の三角形の中段に位置する)一般衛生管理(衛生管理ガイドライン)もままならない。まずは(三角形の底辺の)飼養衛生管理基準の遵守の啓蒙活動から行わざるを得ない」とおっしゃる方もいます。

実際に運用している埼玉県の認証制度の仕組みと行政の関わり方は、他の自治体からも注目されているようですので、ぜひ埼玉県には国の農場HACCP認証基準に準じた制度にレベルアップして、農場HACCPの先進的事例になるよう期待しています。

佐藤 自治体ごとにHACCP認証基準が設定され

ている場合もありますが、そのほとんどがその地域でしか通用しない仕組みになっている気がします。国から農場HACCPの認証基準が公表されましたが、それと地域HACCPの認証基準とのすり合わせをきちんと行い、適切に修正した自治体がどれくらいあるでしょうか。

国の認証でも、地域の認証でも、HACCPの推進や認証において指導員の養成が重大な課題であることは言うまでもありません。中には「農場でHACCPなんて無理」「HACCPをやらなくても、GAP(Good Agricultural Practice;適正農業規範)に取り組みば良い」といった考えをする人もいますが、実はそこがボトルネックなのです。GAPでもHACCPでも、取り組むことに大きな違いはないのですが、どこが違っているかがわかっていない人が多すぎます。

川原 HACCPを正しく理解していない指導者や審査員もいます。例えば、あるモデル農場で「洗卵工程における次亜塩素酸ナトリウムの濃度」がCCPに設定され、そのCritical Limit(許容限界、管理基準)が「次亜塩素酸ナトリウムの濃度が150ppm以上」と設定されていました。そこで、経営者および上層部の方に、「では、次亜塩素酸ナトリウムが148ppmになった時、(消費者の健康被害をもたらすほどの)リスクが生じるのですか?」と尋ねてみたところ、「そのようなリスクにはならない」という回答でした。ならば、この

工程はCCPレベルにする必要はないと考えます。Critical Limitを逸脱した製品は、その状態では前に進むことはできません。HACCPの原則を無視すると、本来のHACCPになりません。しかし、間違った理解をしているにもかかわらず、「自分たちはHACCPに取り組んでいる」と思い込んでいる農場や工場もあるようです。

茶菌 そのような事例を聞いていると、「21世紀の畜産業界のためになる農場



図3 埼玉県優良生産管理農場認証(採卵鶏の場合)

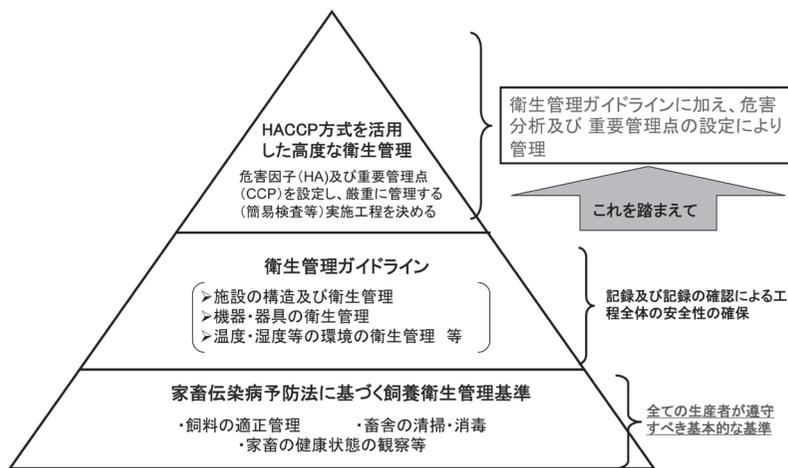


図4 HACCP・衛生管理ガイドライン・飼養衛生管理基準の位置づけ

HACCP」を普及させられる人材を養成することの必要性を非常に強く感じます。農林水産省の「農場生産衛生向上体制整備促進事業」では、そのような強い使命感を持った指導員を養成しなければなりません。

——農場HACCPの認証基準が公表されて半年が経ちましたが、農場現場には農場HACCPの目的や意義が十分に周知されていないように見受けられます。今回の座談会を通じて、今後、農場HACCPの普及を図るためには、現場で具体的・実践的な指導ができる適切な知識・技能・経験を備えた指導者や審査員の育成が急務であること、農場から食卓までの「フードチェーン」をつなぐ統一された認証基準に基づいた認証制度（製品認証）の検討が必要であることなど、取り組まなければならない課題が見えてきました。

農場HACCPの認証基準の普及・浸透は、「日本の畜産物の安全性が科学的根拠に基づいて確保され、消費者が『安心・安全』を享受できるよう

になること」「農場HACCPに取り組み、努力した成果が、価格に反映され生産者が報いられること」「日本の優れた畜産物が、グローバルスタンダードのレベルでの『安心・安全』を保証し、第三の輸出産業へと展開していくこと」など、さまざまな期待を実現するための第一歩となると考えられます。農場HACCPに関わる関係者の今後の取り組みに期待するところが大きいと感じました。

本日はありがとうございました。

編注

図1、2、4は農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/>)、図3は埼玉県のホームページ (<http://www.prefsaitama.lg.jp/>) より引用しました。

農林水産省ガイドラインに準拠した初めての畜産HACCP解説書

HACCP実践のための 家畜の衛生管理ガイドライン解説書

コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則」では、食品の安全性と適切さのために農場段階でのHACCPを基本とした手法の適用を推奨している。本書は日本版畜産GAP(適正農業規範)ともいうべき農林水産省の「衛生管理ガイドライン」の解説書であり、畜産現場でHACCPを基本にした手法を取り入れるためのガイドである。適用範囲は「採卵鶏」「ブロイラー」「豚」「肉用牛」「乳用牛」である。

監修：農林水産省生産局畜産部衛生課

編集：東京食糧安全研究所 A4判 360頁 定価18,000円(送料600円)

申込先

発行・発売

(株)鶏卵肉情報センター

〒467-0827 名古屋市瑞穂区下坂町1-24 info@keiran-niku.co.jp

TEL 052(883)3570(代) FAX 052(883)3572

郵便振替 00840-0-58471

